

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

川辺町長

| | | | |
|------------|-------|--------|----------------|
| 所有者の住所 | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | | |
| 家屋の所在 | | | |
| 家屋番号 | | 種類(用途) | |
| 構造 | | 延べ床面積 | m ² |
| | | 住宅床面積 | m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 | 登記年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | |
| ※処理 | 台帳異動 | 評価異動 | 提出書類等 |
| | | | |
| ※決済 | 令和 | 課長 | 課長補佐 |
| | 年 月 日 | | |
| | | 回議 | 担当 |
| | | | |

(注1) 申告書には、必要書類等を添付してください。(必要書類については裏面をご参照ください。)

(注2) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

※印の欄は、記載しないでください。

申告書に添付する必要書類

建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する認定を受けて新築された住宅であることを証する書類

対象となる住宅の要件について

- 1 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和8年3月31日までのもの
- 2 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上）のもの
なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。
また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるものに限られます。

減額される期間について

- 1 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年間
- 2 上記以外の住宅・・・・・・・・・・・・・・・・新築後5年間